平３１厚政第６０７号

裁　決　書

審査請求人

○○○○

○○○○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から令和元年５月１２日付けで提起された生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条の規定に基づき○○○○長（以下「処分庁」という。）が行った費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主　　文

本件処分を取り消す。

事　案　の　概　要

１　処分庁は、平成○年○月○日付けで請求人の生活保護を開始した。

２　平成○年○月○日、処分庁は、保護開始時の調査において、請求人から、障害厚生年金の請求手続きを平成○年○月に行ったが、診断書の再提出を同年○月に行い、裁定が早くとも同年○月末になると聞いたが、結果がどうなっているかわからず、弁護士に任せているとの説明を受けた。

3　平成○年○月○日、処分庁は、請求人から障害厚生年金の裁定結果は届いていないとの説明を受けた。

4　平成○年○月○日、処分庁は、請求人から、デザイン関連事業で起業するためセミナーに通っていること、近く、事業を開始予定であること、起業のため、プリンターの購入が必要になるが貯蓄はあまりないことについて相談を受けた。

5　平成○年○月○日、処分庁は、請求人が当時入所していた施設の担当支援員に対し、起業に伴うプリンター購入について、本当に必要となる場合、処分庁に事業計画書を提出し認定されれば、生業扶助が支給されることを説明した。

6　平成○年○月○日、処分庁は、請求人から、起業に必要な物品を再度検討し、プリンターよりパソコンを購入する必要があると考え、後日、事業計画書を提出したいとの申出を受け、生業扶助については処分庁が協議のうえ認定するかどうかを決定することを説明した。

7　平成○年○月○日、請求人は、処分庁に事業計画書を提出した。

8　平成○年○月○日、処分庁が所内会議において生業扶助を認定した。

9　平成○年○月○日、処分庁は、請求人から、生業扶助により購入したパソコンが同月○日に届き、同月○日から仕事を開始していること、障害厚生年金の裁定結果の連絡がなく、今後、請求人が年金事務所にて確認を行う予定であるとの説明を受けた。

10　平成○年○月○日、処分庁は、請求人から、保護開始前、金融機関から○万円、夫の親から夫と共有で約○万円借入金があり債務整理を行っていることの説明を受け、債務整理が完了すれば報告するよう指導した。

11　平成○年○月○日、処分庁は、請求人から、国民年金・厚生年金保険年金証書の提出を受け、障害厚生年金が遡及分も含め同年○月または○月に振り込まれる可能性があるとの説明を受けた。処分庁は、請求人に、年金額決定通知書の提出を指導し、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている法第６３条による返還金の取扱いについて説明し、請求人は了承した。

12　平成○年○月○日、処分庁は請求人に、障害厚生年金遡及分について、法第６３条（費用返還義務）の適用を通知した。

13　平成○年○月○日、請求人は処分庁に対し、同年度収入の予定表、ホームページデザイン収入見積等の書類、施設管理による現金預り金の写しを提出。今後、夫からの毎月の婚姻費用、障害厚生年金、就労収入、児童手当による収入、預貯金等にて生活し自立するとの申出を行った。処分庁は、要否判定により保護否となるため、平成○年○月○日付けで請求人の保護の廃止を決定した。

14　平成○年○月○日、処分庁は、請求人から同年○月頃に障害厚生年金遡及分が入金される可能性がある旨聴取し、入金され次第、処分庁へ通帳の写し等を提出するよう指導し、法第６３条による返還の取扱いについて説明し、請求人は了承した。

15　平成○年○月○日、請求人から処分庁へ障害厚生年金の入金がされた旨の報告、通帳の写し、年金支払通知書の提出があり、処分庁は○円の入金

を確認した。処分庁は請求人に、再度返還の取扱いについて説明し、決定は所内会議開催後となることを説明した。

16　平成○年○月○日、処分庁は所内会議を行い、自立更生のための用途に供されるものはなかったとし、事案の概要１５で確認した○円について法第６３条による全額返還とすることを決定した。

17　平成○年○月○日、処分庁は、請求人が居住していた施設宛て本件処分に係る費用返還決定通知書及び納入通知書を郵送した。

審理関係人の主張の要旨

１　請求人の主張

請求人は、以下のとおり主張している。

（１）本件処分通知の教示において不服申し立て期間が６０日となっており、適正手続違反である。不服申立期間は決定の適正手続性を根幹から揺るがす内容について法に反する内容が記載されており、本件処分決定は憲法３１条に違反する。

（２）離婚係争中の夫の浪費により生じた、計○円の債務整理をする必要があり、平成○年○月○日に○万円、平成○年○月○日に○万円、計○万円を債務整理による弁済に費やした。

今後自立した生活を送るために、債務整理により社会的な経済的信用性を回復することは、現在のカード社会の実態、クレジットカード保有率の高さ等に鑑みれば、適正な自立更生費にあたる。

また、請求人は、生活保護からの自立のために保護受給中に受講した○○○○○の受講料、保護廃止以降に購入された自動車購入代金、入所

施設からの転居に係る諸費用も自立更生費にあたる。

さらに、請求人は、障害厚生年金受給手続きを社会保険労務士に依頼して行っており、報酬○円を支払う必要がある。障害厚生年金の受給は自立に不可欠であり、社会保険労務士に手続きを依頼することは違法行為ではないうえ、請求人の生活を安定させるためには適切な選択である。そのため、社会保険労務士に対する報酬は、一般国民の目線で考えても、了解を得ることができ自立のためにやむを得ない支出である。

以上のように、処分庁が返還額決定において自立更生のための費用を何らの要望もなかったとして、自立更生費の有無を検討せず返還額を決定したことは、判断要素の選択に合理性が欠けており、憲法２５条違反である。

２　処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり主張している。

（１）本件処分通知の教示において不服申し立て期間を６０日間と教示していることは誤りであると認めるが、当該教示誤りが請求人から審査庁へ提出された本請求に影響を与えていないことから、本件処分内容に影響を及ぼすものではない。

（２）年金を遡及して受給した場合の返還額から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を鑑み、請求人に対して、平成○年○月○日及び同月○日に返還の取扱いについて説明し、請求人は了承している。この間、請求人から「世帯の自立を著しく阻害すると認められる」事情についての相談はなかったことから、平成○年○月○日に所内会議を行い、遡及

支給された障害厚生年金○円全額について法第６３条に基づき、同年○月○日付けで決定した。

（３）返還金の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）１（１）で「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、同時に「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、④で「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲に含まれない」とあり、（エ）「保護開始前の債務に対する弁済のため充てられた額」と示されている。

また、（２）では「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記（１）と同様な考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる」と示されている。

以上により、請求人が主張する債務整理の弁済に充てた費用及び社会保険労務士への報酬は自立更生費には該当しない旨反論し、ただし、社会保険労務士への報酬は必要経費として控除の対象となる可能性があるため、挙証資料を確認のうえ検討するとしている。

理　　由

１　本件に係る法令等の規定について

（１）法によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（第４条第１項）と規定されている。

　また、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第６３条）と規定されている。

（２）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－２３によれば、保護開始時から資力を有していた場合で、法第６３条を適用する場合には、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきとされている。

（３）次官通知第８－３－（２）－ア－（ア）によれば、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定することとされている。また、（イ）によれば、（ア）の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとされている。

（４）問答集問１３－５によれば、法第６３条に基づく費用返還額の決定に

当たっては、原則として当該資力を限度として、支給した保護金品の全額を返還額とすべきものであるが、保護金品の全額を返還することが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされており、控除が認められるものとして、本件処分に関係するものとして（２）のエ「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額（ただし、「いわゆる浪費した額」は自立更生の範囲には含まれない）」と規定されている。

（５）保護者に対して年金が遡及して支給された場合の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の、（２）遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることの公平性を考慮すると、厳格に対応することが求められるとされ、以下のように取扱うこととされている。

（ア）保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

①　資力の発生時点によっては法第６３条に基づく費用返還の必要が生じること

②　当該費用返還額は原則として全額となること

③　真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

（イ）原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

とされている。

（６）以上を踏まえ、本件処分が違法又は不当であるかを判断するに際しては、処分庁が、法等の規定に基づき適正に処分決定を行っているかどうかをもって判断することとなる。

２　本件処分の妥当性について

（１）請求人は、本件処分の教示期間の誤りについて、適正手続違反及び憲法３１条に違反すると主張し、処分庁は教示誤りを認めているが、本件処分において、教示誤りによって請求人に具体的な不利益があったとまでは言えず、こうした理由により本件処分を取り消すべきことを認める法令等の規定は存在せず、また仮に、事実関係が請求人の主張どおりであったとしても､本件処分の対象となる事実関係が変わるものではなく、本件処分における法令の適用が変わるわけではないことから、この点についての請求人の主張は、本件処分の取消を求める理由としては失当で

ある。

（２）処分庁は、請求人に対して、平成〇年〇月〇日及び同月〇日に法第６３条による返還の取扱いについて説明し了承を得、第１事案の概要１４において自立更生のための用途に供されるものはなかったとある。しかし、請求人は、債務整理の弁済に充てた費用や生活保護受給中に受講した〇〇〇受講料、保護廃止以降に購入された自動車購入代金、入所施設からの転居にかかる費用、障害厚生年金受給手続きを社会保険労務士に依頼した報酬は自立更生費にあたると主張している。処分庁が、請求人に対し課長通知１－（２）－アの③についての説明を行った事実が記録等から確認できないため、自立更生費や必要経費を検討せず全額を法第６３条適用にした本件処分は手続き上の瑕疵があるものといわざるを得ず、違法、又は不当である。

３　結論

以上のことから、本件処分に関する審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４６条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年（2019年）１１月８日

山口県知事　　村　岡　嗣　政